

# 手話で近づく ところの距離

～久喜市手話言語条例を施行しました～



6月2日(金)、菖蒲総合支所で開催された、久喜市社会福祉協議会主催「久喜市手話奉仕員養成講座(基礎編)」の様子

皆さんは、手話を使う人と会話をしたことがありますか。手話は、手を使って表現する「ことば」であり、目で見る「ことば」です。市では、手話が言語であることについて地域全体で理解を深めていくため、「久喜市手話言語条例」を制定し、平成29年4月から施行しました。今後、手話に関する施策を推進するための方針を作成し、手話への理解の促進と手話の普及に努めていきます。共に支え合う地域社会をつくっていきましょう。

問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係(内線3243)

## 手話は言語です

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。ろう者の方々にとって大切なアイデンティティ(自分らしくあること)であり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。

※ろう者とは、聴覚に障がいのある人のうち、手話を第一言語としている人をいいます。

## 条例制定の背景

日本では、今から約130年前に京都のろう学校で手話が使われていたことが、手話の始まりだと言われています。

それまでも、聴覚に障がいのある人は、手の動きや表情で、自分の意思を他人に伝えていました。

戦後に入ると、聴覚障がい者の教育に、口の動きを読み取り、発声練習により、声を習得してコミュニケーション

を図る「口話法」が取り入れられました。

このことは、しばらくの間続き、平成7年に再び手話を取り入れられるまで、口話法の方が優れているという理由で、ろう学校では手話の使用が禁止されてきました。そのため、聴覚障がいのある人たちは人目を気にして目立たないように手話を使うなど、長い間多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

現在では、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」に手話が言語であることが明記され、国際的にも認知されるようになってきました。社会における手話の認識は、広く共有されているとはいえません。

手話が必要とする全ての人が、日常生活や社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることができ、社会を実現するためには、私たち一人一人が、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。